

# ○香川県警察の事務の専決等に関する訓令

平成 13 年 8 月 20 日  
警察本部訓令第 28 号

改正 平成 14 年 4 月 19 日本部訓令第 13 号、平成 14 年 7 月 1 日本部訓令第 18 号、平成 14 年 9 月 30 日本部訓令第 22 号、平成 14 年 11 月 22 日本部訓令第 28 号、平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 16 年 3 月 25 日本部訓令第 7 号、平成 17 年 3 月 29 日本部訓令第 3 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 9 号、平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号、平成 24 年 3 月 28 日本部訓令第 4 号、平成 26 年 3 月 31 日本部訓令第 14 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 4 号、平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、平成 30 年 3 月 23 日本部訓令第 5 号、平成 31 年 3 月 19 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、令和 5 年 2 月 10 日本部訓令第 2 号、令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 5 号、令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察の事務の決裁に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の事務の専決等に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、香川県警察における事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号。以下「組織規則」という。）第 34 条に規定する部長、組織規則第 35 条の 2 に規定するサイバー・情報管理局长、組織規則第 35 条の 3 に規定する人身安全統括監及び組織規則第 49 条に規定する学校長をいう。
- (2) 参事官等 組織規則第 35 条に規定する首席監察官並びに組織規則第 35 条の 4 から第 37 条までに規定する統括参事官、参事官及び参事をいう。
- (3) 課長等 組織規則第 38 条から第 46 条までに規定する公安委員会補佐官、課長、隊長、所長、統括監、首席師範、室長、センター長、広報官、監察官、交通反則通告官、交通管制官及び副参事並びに組織規則第 50 条に規定する副校長をいう。
- (4) 管理官等 香川県警察の組織に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 6 号。以下「組織訓令」という。）第 11 条から第 14 条の 4 までに規定する管理官、主幹、研究主幹、企画調整官、上席師範及び会計指導官、組織訓令第 25 条に規定する教育主事並びに第 25 条の 2 に規定する上席師範をいう。
- (5) 次長等 組織訓令第 15 条に規定する次長、副所長及び副隊長並びに組織訓令第 25 条の 4 に規定する次長をいう。
- (6) 課長補佐等 組織訓令第 17 条から第 21 条の 2 までに規定する課長補佐、室長補佐、

隊長補佐、所長補佐、交通事故分析官、官付、課付、師範、主席研究員及び専門職並びに組織訓令第 26 条から第 26 条の 3 までに規定する校長補佐、師範及び専門職をいう。

(7) 副署長 組織規則第 53 条に規定する副署長をいう。

(8) 刑事官等 組織訓令第 30 条に規定する刑事官及び地域・交通官並びに組織訓令第 30 条の 2 に規定する総務官をいう。

(9) 警察署課長等 組織訓令第 32 条に規定する課長及び組織訓令第 33 条に規定する課長代理をいう。

(専決)

第 3 条 部長等、参事官等、課長等、管理官等、次長等及び課長補佐等並びに副署長、刑事官等及び警察署課長は、別に定めるところにより、香川県公安委員会の権限に属する事務（知事の権限に属する事務のうち、香川県公安委員会に委任され、又は香川県公安委員会が専決するものを含む。）のうち香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が専決することができる事務、警察本部長又は警察署長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務のうち、警察本部長若しくは警察署長に委任され、又は警察本部長若しくは警察署長が補助執行する事務を専決することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する事務については、警察本部長又は警察署長の決裁を受けなければならない。

(1) 重要又は特異と認められる事務

(2) 疑義のある事務

(3) 紛争があり、又は紛争を生ずるおそれがある事務

(4) その他警察本部長又は警察署長の判断を受ける必要があると認められる事務

(代決)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、同表の右欄に掲げる者が、それぞれ記載の順序に従い代決することができる。

警 察 本 部 長	警察本部長の決裁事務を所掌する部長等
部 長	1 部長の決裁事務を所掌する参事官等 2 部長の決裁事務を所掌する課長等
サイバー・情報管理局长	1 サイバー・情報管理局长の決裁事務を所掌する参事官等 2 サイバー・情報管理局长の決裁事務を所掌する課長等
人身安全統括監	1 人身安全統括監の決裁事務を所掌する参事官等 2 人身安全統括監の決裁事務を所掌する課長等
学 校 長	1 学校長の決裁事務を所掌する警務部参事官 2 副校長 3 次長

課長等	1 課長等の決裁事務を所掌する管理官等 2 次長等
管理官等	1 次長等 2 管理官等の決裁事務を所掌する課長補佐等
次長等	次長等の決裁事務を所掌する課長補佐等
警察署長	1 副署長 2 警察署長の決裁事務を所掌する刑事官等 3 警察署長の決裁事務を所掌する警察署課長等
副署長	1 副署長の決裁事務を所掌する刑事官等 2 副署長の決裁事務を所掌する警察署課長等
刑事官等	刑事官等の決裁事務を所掌する警察署課長等

(代決の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、第3条ただし書に掲げる各号のいずれかに該当する事務については、特別の事情がない限り、これを代決することができない。

(報告等)

第6条 第3条の規定により専決した者は、専決した事務のうち必要があると認めるものについては、警察本部長又は警察署長に報告しなければならない。

2 第4条の規定により代決した者は、その旨を事後、速やかに決裁権者の後関に付さなければならない。

(責任)

第7条 第3条の規定により専決する者及び第4条の規定により代決する者は、専決し、又は代決することによって生じた結果に対し責任を負うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

(公安委員会から委任された事務の専決に関する訓令の廃止)

2 公安委員会から委任された事務の専決に関する訓令(昭和42年香川県警察本部訓令第14号)は、廃止する。

(香川県公安委員会の事務の専決に関する訓令の廃止)

3 香川県公安委員会の事務の専決に関する訓令(昭和43年香川県警察本部訓令第1号)は、廃止する。

(香川県警察本部の処務に関する訓令の一部改正)

4 香川県警察本部の処務に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第1号)の一部を次の

ように改正する。

(次のよう略)

(警察署の処務に関する訓令の一部改正)

- 5 警察署の処務に関する訓令（昭和 32 年香川県警察本部訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 14 年 4 月 19 日本部訓令第 13 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 1 日本部訓令第 18 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 30 日本部訓令第 22 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 22 日本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 14 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止)

- 2 香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日本部訓令第 3 号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号）

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(以下略)

附 則（平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 10 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。